

◇国際会議報告◇

IFRS-AC 会議（2025年11月）出席報告

日本公認会計士協会 相談役 関根 愛子

公益社団法人 日本証券アナリスト協会 専務理事（代表理事）

神津 多可思

（報告者：関根 愛子）

1. はじめに

IFRS 諮問会議（IFRS-AC）が、2025年11月4日及び5日にロンドンにおいて対面会議で開催された。IFRS-AC は、IFRS 財団評議員会並びに国際会計基準審議会（IASB）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の両審議会に、戦略的な事項やその他優先事項をアドバイスするための諮問機関である。議長1名と委員51名の合計52名から構成され、先進国及び新興国の財務報告関係者から幅広く選出されており、日本からは、日本公認会計士協会を代表する関根愛子及び日本証券アナリスト協会を代表する神津多可思氏の2名が委員として参加した。また、金融庁より企画市場局企業開示課国際会計調整室長の倉持亘一郎氏がオブザーバーとして参加し、IASBより鈴木理加理事が出席した。

なお、報告者（関根）は2025年12月末をもって任期満了により退任するため、IFRS-ACへの出席は今回が最後となった。

2. 全体のスケジュール

2025年11月の会議の議事一覧は、下表のとおりである。

予定時間（ロンドン時間）	Agenda 番号	議事
11月4日		
9:30-9:45	1	会議の概観 前回会議のフィードバック
9:45-10:30	2	IFRS 財団評議員会の活動報告
10:30-10:45	3	IFRS 財団及び両審議会の資金調達（分科会）
11:15-12:30		
13:45-15:00	4	IASB の活動報告
15:30-16:45	5	ISSB の活動報告
16:45-17:00	—	議長総括
11月5日		
9:15- 9:20	—	本日のアジェンダの概観

9：20-9：35 9：45-11：00	6	ISSB 基準の高品質な適用促進（分科会）
11：30-12：30	3	IFRS 財団及び両審議会の資金調達（各分科会議長による報告）
13：45-14：45	6	ISSB 基準の高品質な適用促進（各分科会議長による報告）
14：45-15：15	-	その他の戦略上の課題
15：15-15：30	-	議長総括・閉会の辞

本稿では、このうち日本からの出席者の発言を中心に主な内容を説明するが、詳細な議事概要は、IFRS 財団ホームページに掲載されている Meeting Summary¹を参照されたい。

3. 議事概要

(1) IFRS 財団評議員会の活動報告（AP2）

IFRS 財団の Michel Madelain マネジングディレクターが、評議員会議長に代わって、以下の内容を説明した。

- IFRS 財団の人事異動：金融庁金融国際審議官三好敏之氏のモニタリング・ボード議長就任（2025 年 8 月）、両審議会理事の異動、スタッフの異動
- 2025 年 6 月及び 10 月の評議員会会議の概要：両審議会理事の人数削減、定款変更など
- 2028 年までの一千万ポンド超のコスト削減目標などの変革プログラム
- 資金調達モデルの課題

その後の議論では IFRS-AC メンバーより、一千万ポンドのコスト削減は IFRS 財団の規模からすると一定のインパクトはあると思われるが、スタッフの人数の削減とあわせてどういった業務を削減するのかの検討が重要と考える一方で、高品質な基準の維持を考えると削減できない業務も多いのではないかとの意見が述べられた。また、今後の定款変更に関連して、両審議会の規模縮小による理事の選定規準、バランス（地域性・専門性）及び議決権への影響、両審議会の統合の可能性についての質問があった。さらに、資金調達のオペレーションへの影響として、ISSB のマルチロケーション・モデルの持続可能性についても質問された。

(2) IFRS 財団及び両審議会の資金調達（AP3）

IFRS 会計基準は 140 超の法域でアドプロシヨンされている一方、資金拠出制度を有する法域は 30 カ国未満にとどまっている。また、IFRS 財団への資金拠出額はインフレーションとそれに対応する購買力損失の調整がなされておらず、資金拠出を停止する法域もある。

このような現状での資金調達に関する当面の優先課題は、IASBへの資金拠出の調整であり、それと並行して ISSB 設立時に受け取ったシードファンディングに代わる方法が検討されている。さらに、各法域の資金拠出者に対する公平な資金調達モデルが開発途上にある。

各法域で公平に負担させる方法に関して、分科会で議論された内容が以下のとおり報告された。

- ・ **IFRS 基準使用の主要な恩恵**は、一貫した国際的に認められたフレームワークが市場及び業界にわたり提供されることで比較可能性が向上し、複雑性及び資本コストが削減されることであるとされた。
- ・ **IFRS 基準適用の主要な恩恵の享受者は**、明らかに投資家であり、その他としてグループ企業、中小企業、証券規制当局、証券取引所、監査人など幅広く挙げられた。また、両審議会の恩恵の享受者は異なり、ISSB の利害関係者の方がより幅広いとされた。
- ・ **公平な資金調達モデル**として、賦課金、時価総額又は GDP に基づく分担割、証券監督者国際機構 (IOSCO) や規制当局主導による最低料金の設定が例として挙げられた。また、IFRS 財団が基準に関して保有する法律上の権利（知的財産）に基づいて徴収する考えも示された。
- ・ 両審議会の資金調達方法や基準開発は無料のサービスではないことの理解促進、各法域に IFRS 基準の恩恵を説得することの重要性が指摘された。また、基準設定と資金調達は完全に独立させる必要があり、基準設定が資金調達活動により影響を受けてはならないことが強調された。
- ・ 両審議会の資金調達スキームは区別すべきであるが、協働可能であるとされた。

(3) IASB の活動報告 (AP4)

- ・ 変容する世界への適合（機会と不確実性）

IASB の Andreas Barckow 議長より、2025 年 9 月の OECD 年次円卓会議における米国証券取引委員会 (SEC) 委員長の基調講演で、IFRS 財団の資金調達が不足すると IFRS 会計基準の品質に影響が及ぶ可能性があると指摘されたことなどが説明された。

その後の議論では IFRS-AC メンバーより、SEC 委員長発言に関する背景や IFRS 財団の対処方法について質問があった。

- ・ IASB の作業計画及び追加する可能性のあるプロジェクト

Barckow 議長より、持分法などの基準設定プロジェクト、両審議会のアジェンダ協議の同時実施、新規プロジェクト（排出物価格設定メカニズム（PPM）、事業セグメント、超インフレーション、暗号資産）の追加可否などが説明された。

その後の議論では IFRS-AC メンバーから以下のような意見が述べられた。

- ・ 持分法について、関連会社との取引から生じる利得及び損失を全額認識する IASB の提案に対して懸念が表明された。日本以外の IFRS-AC メンバーからも、一行連結か測定基礎か異なる考え方があることが述べられた。
- ・ アジェンダ協議について、ISSB との同時実施は合理的であるが、IFRS 財団として結果を総体的に吟味する必要があること、また、法域で基準をアドプロションしていくも資金拠出しないフリーライダー問題への対応として、合理的な料金に応じて新基準を獲得させる考えが示された。
- ・ 無形資産の開示要求事項に関する質問や、PPM は単独プロジェクトとする一方で、暗号資産は無形資産プロジェクトで検討すべきであるとの意見、暗号資産は至急の課題であることなどが述べられた。

(4) ISSB の活動報告 (AP5)

ISSB の Sue Lloyd 副議長は、2025 年 4 月以降の活動について説明した。主な内容は以下の通りである。

- ・ 各国での ISSB 基準導入と ISSB による支援
- ・ 適用支援（能力開発、移行支援グループ（TIG）、IFRS S2 号の的を絞った修正、SASB スタンダード修正案の公開協議）の状況
- ・ 他組織との連携強化と基準間の相互運用可能性の向上
- ・ リサーチ・プロジェクトの進捗状況

その後の議論では、SASB スタンダードと ISSB 基準の関係、法定でのアドプロションと任意適用の両面での適用支援の必要性、両審議会のプロジェクト間の連携等が取り上げられた。

(5) ISSB 基準の高品質な適用促進 (AP6)

2025 年 9 月末現在、約 40 の法域が ISSB 基準のアドプロション（その他の利用を含む）を決定又はその議論を開始しているが、ISSB 基準の高品質かつ一貫した適用の実現には、政策的な決定に加えて、作成者・エコシステム・支援システム等の準備状況を整える必要がある。そのための戦略について、4 つのグループに分かれて以下の質問を中心に議論した。

- ・ 適用準備を進める上で効果的な取組
- ・ 限られた資源の中で、IFRS 財団が注力すべき分野
- ・ IFRS-AC メンバーによる既存の支援やその意思
- ・ 適用準備を進める上で IFRS 財団が協働することが適当な団体やパートナー

適用準備を進める上で効果的な取組として、教育や能力開発が必要だという声が多く寄せられた。教育に要する時間軸を考慮しつつ、経営者層向け及び投資家向けの教育機会の重要性、各地域の基準設定機関と協力した多様なニーズに対応する教育的資料の作成、教育的資料や FSA Credential の多言語化への要望も挙げられた。

IFRS 財団が注力すべき分野として、ISSB 基準によるサステナビリティ開示が複数の法域における開示要件に対応するグローバルなパスポートとなる体制作りが重要との指摘があった。また、IFRS 財団が取り組むべき課題を「できること」と「すべきこと」に分け、高品質な基準開発や用語の定義など、IFRS 財団ならではの領域に注力すべきだとの意見も聞かれた。

IFRS-AC メンバーによる支援例として、中国やケニアでの事例報告があり、参加メンバーからは IFRS 財団との連携強化を推進し、課題解決につなげるべきとの声が上がった。

今後の協働パートナーとしては、企業、投資家、会計専門職だけでなく、大学や研究機関、商工会議所や経営団体など多岐にわたる団体が挙げられた。限られた資源の中で、さまざまなパートナーと役割分担しつつ、共に推進していく重要性が強調された。

Lloyd 副議長は、IFRS-AC メンバーから寄せられたフィードバックに謝意を表明するとともに、ISSB 基準における救済措置が実務での活用を前提に設計されている点を強調した。また、ISSB としては、基準策定の背景・目的及びその価値が適切に理解され、現場での具体的な適用方法を全体像として提示するコミュニケーション活動に重点を置いていた旨を述べた。

(6) その他の戦略上の課題

最近の変化の激しい国際的な環境において、IFRS 財団の対応を修正すべきであるとの意見が述べられた。また、テクノロジー、AI は大きな問題であり、IFRS-AC で再度議論することが提案された。

4. 次回の予定

次回の IFRS 諮問会議は、2026 年 4 月 14 日及び 15 日に開催される。

ⁱ IFRS 財団ホームページ [meeting-summary.pdf](#) 参照